石川県被災小規模事業者賃上げ支援金 募集要領

募集期間

※詳細は、P1以降をご確認ください。

申請受付開始 : 令和7年10月17日(金)

申請受付締切 : 令和8年2月28日(土)[郵送:締切日当日消印有効]

※賃上げ対象期間:令和7年4月1日(火)~令和7年12月31日(水)

申請書類等の提出先・お問合せ先

【提出先】

① 電子申請(特設サイトの申請フォームから申請)



特設サイト URL: https://ishikawa-chinageshien.pref.ishikawa.lg.jp/chinage01/

② 電子申請ができない理由がある等やむを得ない場合は、郵送提出可

郵送先: 〒920-0864

金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

石川県賃上げ緊急支援事業運営事務局

※封筒に「石川県被災小規模事業者賃上げ支援金申請書類在中」と記載ください。

【お問合せ先】

0120 - 678 - 670

※問い合わせの対応時間は、9:00~18:00 (土日祝日を除く) です。

[目 次]

1.	事業の目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	支援対象者	•	•	•	•		•	•	•		•		•	•		•	•			•	•	•	•	1
3.	支援金額	•	•					•	•											•	•	•		5
1	由主工生	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

1. 事業の目的

石川県の最低賃金は、令和7年10月8日に過去最高の70円引き上げられ、 1,054円となります。賃上げは、賃金水準の向上や人材確保の観点からは重要である一方で、物価高や被災からの再建で苦しむ県内小規模事業者には厳しい 負担となります。

そこで、県としては<u>被災した小規模事業者が行う賃上げに対し、直接的な支援</u> として、賃上げした従業員数に応じた支援金を支給するものです。

2. 支援対象者

本支援金の支援対象者は、以下の $(1) \sim (4)$ の要件をいずれも満たす事業者とします。

(1) 小規模事業者であること

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」において、 業種ごとに従業員数等で**小規模事業者(個人事業主含む**)であるか否かを判断し ます。

<小規模事業者の範囲(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)>

業種	常時使用する従業員の数							
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	5人以下							
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下							
製造業その他	20人以下							

参考:常時使用する従業員の範囲

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (ア)会社役員(従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)
- (イ) 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- (ウ) 申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の職員 (法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者)
- (エ) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - ・日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、 所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業 員」に含まれます。)
 - ・所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※)」の 所定労働時間に比べて短い者
- ※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通

常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、 長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金 体系等を総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者とします。

<支援対象者の範囲>

支援対象となりうる者 支援対象にならない者 〇会社及び会社に準ずる営利法人 〇医師、歯科医師、助産師 (株式会社、合名会社、合資会社、 〇系統出荷による収入のみである個 合同会社、特例有限会社、企業組合・ 人農業者(個人の林業・水産業につ 協業組合、士業法人(弁護士・税理 いても同様) 士等)) ○協同組合等の組合(企業組合・協業 〇個人事業主(商工業者であること) 組合を除く) 〇一般社団法人、公益社団法人、一般 〇一定の要件を満たした特定非営利 活動法人(※) 財団法人、公益財団法人 〇医療法人、宗教法人、学校法人、 農事組合法人、社会福祉法人 〇任意団体

- ※特定非営利活動法人は、以下(ア)(イ)の要件を満たす場合に限り、支援対象となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」となります。
- (ア) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業) を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定 申告書の提出が出来ない場合は支援対象外です。
- (イ) 認定特定非営利活動法人でないこと。
- (2)県内事業所に勤務する従業員(正規又は非正規労働者)の賃金について、以下の要件を満たした賃上げを行っていること。ただし、令和7年度キャリアアリカののでは、(賃金規定等改定コース)の適用を受けた者又は受ける見込みのあるものを除く。
 - ① 従業員の賃上げ前の時間当たりの賃金は、984円~1,034円の範囲内であること
 - ② 令和7年4月1日~令和7年12月31日の期間で、時間当たりの賃金 を70円以上賃上げすること(2段階以上での賃上げも可)
 - ③ 従業員の週所定労働時間は20時間以上であること
 - ④ 賃上げ後の賃金水準を1年以上継続する見込みであること

【時間当たり賃金について】

- 〇最低賃金法第4条第3項、第4項及び最低賃金法施行規則第2条の規定を 適用し算定した賃金になります。
- 〇具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものを所定労 動時間で除した金額になります。
 - (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - (2) 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)
 - (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
 - (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる 賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)
 - (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - ※時間当たり賃金について、不明な点がありましたら、石川県賃上げ緊急支援事業運営事務局(TEL:0120-678-670)までお問い合わせください。

(3)被災証明書・罹災証明書で半壊以上の判定を受けていること

令和6年能登半島地震以降の被災により、県内事業所の1つで半壊以上の判定 を受けていること

事業者所有の建物(営業所、事務所、倉庫等)を対象に、1 棟の証明があれば 可

テナント入居等により賃貸していた事業所が被災した場合は、事業者所有の建物でなくても可(賃貸契約書等の写しを添付してください。)

(4)「被災後の任意月」の売上高が、「被災前の同月」の売上高と比較して3%以 上減少していること

令和6年能登半島地震以降の被災により、売上げが減少していること

<売上高の比較月の設定>

被災後の任意月:被災発生後から申請前月の間の任意の月

被 災 前 の 同 月:被災発生前1年間のうちの同月

(例) 令和6年能登半島地震の場合(発災は令和6年1月)

災害発生前12か月 R5.1~12のうち同月

災害発生 R 6.1 R 6. 1~申請前月までの 任意の1カ月間

- ※上記(1)~(4)を満たす事業者であっても、次の(ア)~(サ)のいずれ かに該当する場合は、本支援金の対象外となります。
 - (ア) 次のいずれかに該当する小規模事業者(みなし大企業)である場合
 - a. 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が 所有している小規模事業者
 - b. 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している小規模事業者
 - c. 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者
 - ※自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。
- (イ) 国や地方公共団体等による支援金等において不正経理や不正受給を行った ことがある場合及び県税等の滞納がある場合
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」(パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等) 並びに第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (エ)役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員または事業場の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ※ご提供いただいた情報は、石川県警察本部に照会する場合があります。
- (オ)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (カ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用する等したと認 められるとき。
- (キ)役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を 供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは 関与していると認められるとき。
- (ク)役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (ケ)下請契約または資材、原材料の購入契約またはその他の契約にあたり、その相手方が上記(エ)から(ク)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (コ)過去5年間に重大な法令違反等がある小規模事業者
- (サ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく再生又は再生手続きを行っている小規模事業者

3. 支援金額

支援金額:賃上げした従業員※1人あたり5万円

※「2. 支援対象者」(2)の要件を満たして賃上げした

従業員が対象

支援上限額:最大10人分(50万円)

4. 申請手続

(1)受付開始日及び締切日

申請受付開始 : 令和7年10月17日(金)

申請受付締切 : 令和8年 2月28日(土)[郵送:締切日当日消印有効]

(2) 支援金申請の流れ

- ① 申請に必要な書類を確認の上、作成、用意してください。
- ② 受付締切までに、必要な提出物を全て揃え、以下特設サイト URL の申請フォームから電子申請してください。

【特設サイト】

URL: https://ishikawa-chinageshien.pref.ishikawa.lg.jp/chinage01/

※電子申請ができないやむを得ない理由がある場合は、 以下(3)に記載の事務局の住所まで郵送ください。

(郵送:締切日当日消印有効)



(3) 申請書類等一式の申請書の提出先・お問合せ先

石川県賃上げ緊急支援事業運営事務局

<郵送の場合の提出先>

住 所: 〒920-0864

金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

石川県賃上げ緊急支援事業運営事務局

※封筒に「石川県被災小規模事業者賃上げ支援金申請書類在中」と記載ください。

くお問合せ先>

0120 - 678 - 670

※問い合わせの対応時間は、9:00~18:00 (土日祝日を除く) です。

(4)提出資料

- Ⅰ 石川県被災小規模事業者賃上げ支援金申請書(第1号様式)
 - ※電子申請の場合は提出不要
- Ⅱ 対象従業員一覧(様式第2号)
- Ⅲ 宣誓・同意書(第3号様式)
- Ⅳ 役員等名簿(第4号様式)[個人事業主は事業主本人を記載]
- Ⅴ 賃上げ事実が確認できる書類

対象従業員の賃金台帳の写し等(賃金の改定前月及び改定月の2月分)

VI 対象従業員の雇用実態の分かる書類

「労働条件通知書」又は「雇用契約書」の写し

Ⅲ 事業実態の分かる書類

- 法人(以下のいずれかの書類)
 - ・直近1期分の決算書(表紙、貸借対照表、損益計算書、販売管理費及び一般 管理費等の明細、製造原価報告書[作成している場合]、株主資本等変動計 算書、個別注記表)
 - ・直近1期分の法人税申告書別表一のコピー
 - ※電子申告の場合は、法人税申告書別表一のコピーに加え、受信通知を直近 1期分セットで提出
 - ※決算期を一度も迎えていない場合のみ、本提出資料に代えて「法人設立届出 書又は収益事業開始届出書」の写しを提出してください。
- 個人事業主(以下のいずれかの書類)
 - <確定申告が青色申告の方(令和6年分)>
 - ・直近1期分の所得税青色申告決算書一式のコピー
 - ・直近1期分の税務署の収受印のある確定申告書第一表のコピー
 - ※電子申告の場合は、確定申告書第一表のコピーに加え、受信通知を直近 1期分セットで提出
 - <確定申告が白色申告の方(令和6年分)>
 - 直近1期分の収支内訳書
 - ・直近1期分の税務署の収受印のある確定申告書第一表のコピー
 - ※電子申告の場合は、確定申告書第一表のコピーに加え、受信通知を直近 1期分セットで提出
- ※ 開業して間もない個人事業主で、決算期を一度も迎えていない場合 申請時の段階で開業していることがわかる開業届のコピー

Ⅲ 市町の発行する半壊以上の罹災証明書又は被災証明書の写し

証明書と申請書で名義人が異なる場合は、賃貸契約書等を一緒に添付

Ⅳ 売上高を確認できる書類(被災前後の任意同月の2月分))

- (法人の場合) 以下いずれかの写し
 - ①法人事業概況説明書1、2ページ
 - ②試算表
 - ③対象期間の売上高を記載した売上台帳
- (個人事業主の場合) 以下いずれかの写し
 - ①対象期間の売上高を記載した売上台帳
 - ②比較期間の所得税確定申告書(申告書B)第一表・第二表
 - ③青色申告書決算書1、2ページ
 - ※参考箇所にマーカーをひくこと

X 振込先口座情報の分かるもの

通帳の写しなど金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの。 ただし、法人の場合は、当該法人の口座、個人の場合は、当該個人事業主の 口座に限る。

(5)申請回数

- 〇同一事業者からの申請は原則1回とします。
- 〇申請後に追加で支援対象となる賃上げを行った場合は、石川県賃上げ緊急支援 事業運営事務局(TEL:0120-678-670)までご相談ください。

(6) その他留意事項

〇申請書類一式の提出先を誤ると受理出来ませんので、お間違えのないようご注意 意ください。